

# エディオングループ人権方針

エディオングループは、あらゆる人々の人権が尊重される社会を実現することが企業の社会的責任であることを認識し、その責務を果たすための基本的な行動指針として、本方針を策定します。

## 1. 本方針の位置付けと適用範囲

エディオングループは、「お客様の暮らしを永続的に支える企業」でありたいと考えています。本方針は、このような企業姿勢を実現するための行動規範として、「エディオングループ倫理綱領」を補完し、一体となってエディオングループ各社の役員と従業員すべてに適用されるものです。

また、エディオングループの事業活動に関わるあらゆるステークホルダーの皆様にも、本方針の定める行動規範をご理解、ご尊重いただくとともに、人権尊重に向けた取り組みを実施いただけることを期待します。

## 2. 国際規範の尊重

エディオングループは、「国際人権章典」「労働における基本原則及び権利に関する ILO 宣言」等の国際規範に認められた人権を尊重するとともに、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際的な原則・基準に則り、事業活動を通じた人権尊重の取り組みを推進します。

## 3. 法令の遵守

エディオングループは、事業活動において適用される法令や社会規範を遵守します。また、あらゆる国、地域の法令や社会規範が国際規範に認められた人権と矛盾・抵触する場合は、人権を最大限尊重する方法を可能な限り追及します。

## 4. 重点課題の特定

エディオングループは、その事業活動において特に重視すべき人権課題として、次の課題が存在することを認識し、これらに重点的に取り組みます。

- ①人種、民族、国籍、信条、宗教、性別、性自認、性的指向、社会的身分及び門地、障がい、職種、雇用形態等に基づくあらゆる差別の禁止
- ②児童労働、強制労働や若年労働者の保護、その他非人道的な労働環境の撤廃
- ③結社の自由、団体交渉権その他の労働者の権利の尊重
- ④安全衛生の確保、労働者の適切な健康管理、ハラスメントの禁止などによる働きやすい職場環境の整備
- ⑤労働時間の適切な管理と不当な時間外労働の撤廃、適正な賃金の支払い
- ⑥人の生命、身体、財産等を侵害しない安全な商品、サービスの調達と提供
- ⑦広告、マーケティング活動における差別やハラスメントにつながる表現の防止

⑧人権に負の影響を与える環境問題の解決に向けた、サプライチェーン全体の環境負荷の低減

5. 人権デュー・ディリジェンスの実施

エディオングループは、事業活動に伴い生じうる人権への負の影響を特定・評価し、その防止・軽減策を講じるため、人権デュー・ディリジェンスを実施します。

6. 救済

エディオングループは、万一事業活動を通じて人権への負の影響が生じていることが判明した場合は、その是正と救済に向けて、適正な手続を通じた迅速かつ適切な対応を行います。

7. 教育と対話

エディオングループは、本方針に従って人権課題を解決するために、すべての役員・従業員に適切な教育と啓発を行います。また、ステークホルダーの皆様にも本方針を公開して理解と浸透を促すほか、継続的な対話を通じて強固な信頼関係を構築し、人権課題の的確な把握と取り組みの改善に努めます。

8. 情報開示

エディオングループは、本方針に基づく人権課題への取り組みの実施状況について、コーポレートサイト等を通じた適切な情報開示を行います。

本方針は当社の取締役会において承認されています。

制定 2024年3月27日

株式会社エディオン

社外のお取引先様等からの人権に関するご相談や通報は以下の窓口で受け付けています。

【人権に関する相談・通報窓口】 弁護士法人 錦橋法律事務所	
メール	メールアドレス： <a href="mailto:edion@nishikibashi.com">edion@nishikibashi.com</a> 可能な限りメールでのご連絡をお願い申し上げます。
郵送	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目15番20号 丸大肥後橋ビル5階 弁護士法人 錦橋法律事務所 「エディオン相談・通報窓口」 宛
F A X	F A X 番号：06-6444-3536
受付時間	平日 10：00 ～ 17：00 （土日祝日・夏季休暇・年末年始除く）